

議案第119号

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

川崎市公衆浴場法施行条例（平成24年川崎市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第22号中「10歳」を「7歳」に改める。

別表第2第1項第5号中「第22号」を「第21号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

一般公衆浴場等における男女を混浴させないこととする年齢を、10歳以上から7歳以上に引き下げするため、この条例を制定するものである。